正	誤
ページ　段　行	
令和六年八月三十日（号外第二百三号）公布厚生労働省令第百十九号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令）	
（原稿誤り）	
四　六（改正後欄終りから）	に資格確認書
一七　八（改正前欄）	手帳、国
二〇ページ様式第三号の二中「35.」は「36.」、「36.」は「37.」、「37.」は「38.」、「38.」は「39.」、「43.」は「44.」の誤り。	
五一　一〇（改正後欄終りから）	又は
五四　〃　一三～一四（改正後欄）	翌月（その日が月の初日であるときは、翌月その日の属する月）
八一　第三号	若しくは
八三　〃　一一～一一	第三号

正	誤
〃　終りから一〇	第一号各号まで
八九　改正前欄一二	、第五条の八
〃　改正後欄一三～一二	第五条の九及び第九条
九五　〃　一八	及び第二十七条、第二十七条の五の四
一〇八　上　一五～一六	
一〇九　下　〃	
一一一　上　〃	
一一二　下　〃	
一一四　〃　一四～一五	療養費標準
一一六　〃　終りから一四	
一二三　〃　一〇	
一四五　上　〃　一四	
一六七　一四	第一条第二号
〃	
一六八　七（特定疾病療養受領証）	第五十一条の二（特定疾病療養受療証）
〃　二	第四十条の二
〃　終りから一八	第五十一条の二
〃	
（印刷誤り）	
五　一五（改正前欄）	保険者
四六　改正後欄終りから三	第三十八条まで、
七八ページ改正後欄一八行目の次に次を加える。	
（削る）	
九一　改正後欄終りから二	いう。同

正	誤
〃　終りから一〇	第一号各号
八九　改正前欄一二	、第五条の八
〃　改正後欄一三～一二	第五条の九及び第九条
九五　〃　一八	、第二十七条の五の四
一〇八　上　一五～一六	
一〇九　下　〃	
一一一　上　〃	
一一二　下　〃	
一一四　〃　一四～一五	療養標準
一一六　〃　終りから一四	
一二三　〃　一〇	
一四五　上　〃　一四	
一六七　一四	附則第一条第二号
〃	
一六八　七（特定疾病療養受領証）	特定疾病療養受療証
〃　二	第四十条の三
〃　終りから一八	第五十一条の三
〃	
（印刷誤り）	
五　一五（改正前欄）	被保険者
四六　改正後欄終りから三	第三十八条まで、
七八ページ改正後欄一八行目の次に次を加える。	
（削る）	
九一　改正後欄終りから二	いう。以下同